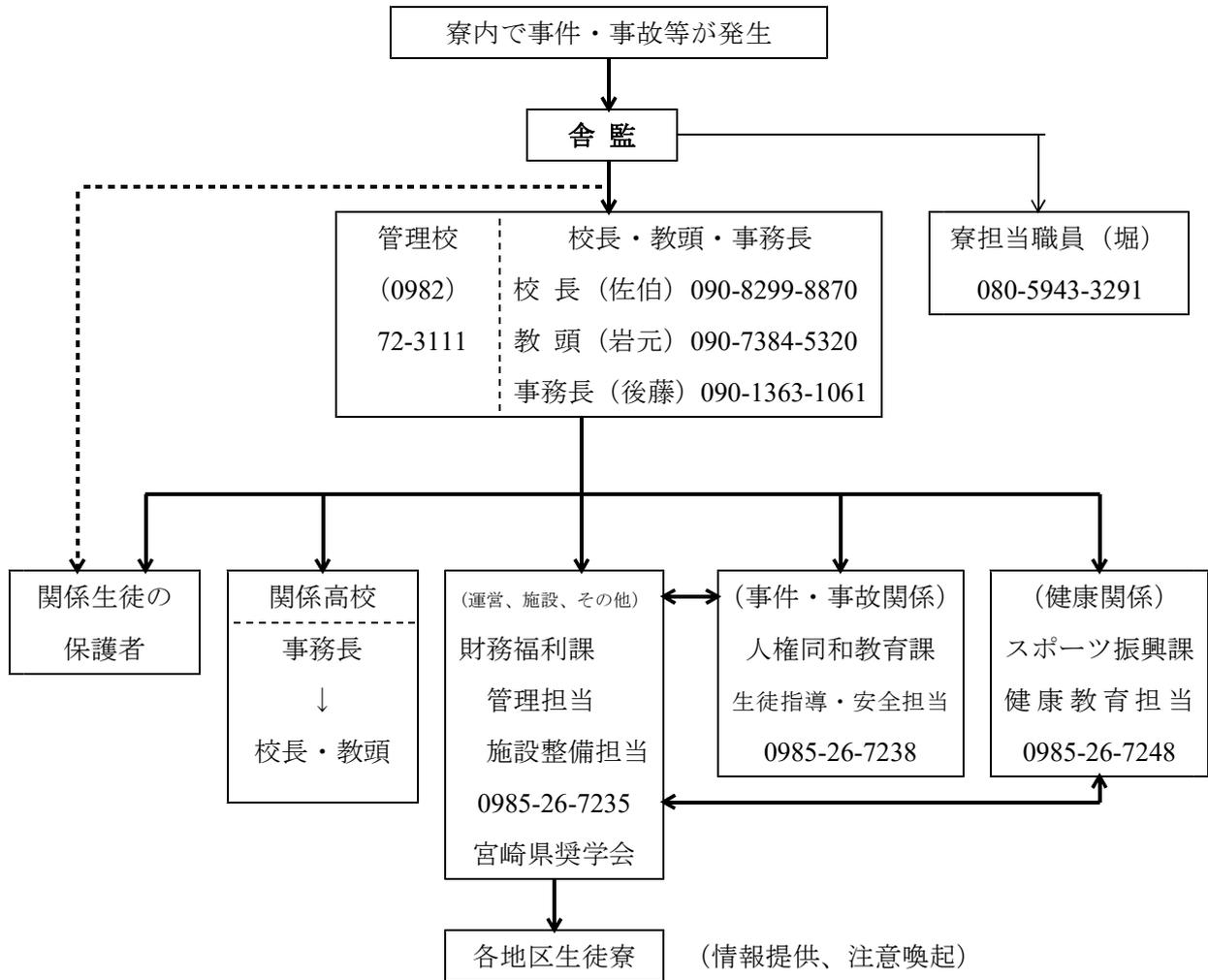


県立高等学校地区生徒寮における緊急連絡体制



〈 連絡体制 〉
① 寮内で事件・事故が発生した場合、舎監は事態の収拾に努めるとともに、管理校へ連絡する。 ※緊急時には直接関係生徒の保護者へ連絡する。 ② 管理校は舎監と協力し、引き続き事態の収拾に努めるとともに、関係所属へ連絡する。 ③ 主管課は管理校及び関係所属と連携しながら、引き続き事態の収拾に努める。 ④ 主管課は必要に応じて、他地区生徒寮へ情報の提供を行う。

〈 連絡事例 〉
<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ等、生徒指導上重大な問題が発生した場合。 ○ 食中毒、インフルエンザ等、集団感染が発生した場合。 ○ 施設設備が損害を被った場合。(軽微なものを除く。) ○ 生徒を「退寮処分」もしくは退寮処分に準ずる厳重な処分とした場合、等